

●香川県警察本部告示第21号

遺失物法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

遺失物法実施規程の一部を改正する規程

遺失物法実施規程（平成19年香川県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第7条、第13条関係）			別表（第2条、第7条、第13条関係）		
機関の名称及び所在地	所管する警察署長	送付時期	機関の名称及び所在地	所管する警察署長	送付時期
略			略		
香川県警察本部交通部運転免許課香川県運転免許センター 高松市郷東町587番地138	略		香川県警察本部交通部運転免許課運転免許センター 高松市郷東町587番地138	略	
香川県警察本部交通部運転免許課善通寺運転免許更新センター 善通寺市稲木町9番地2	香川県丸亀警察署長	提出のあった時以後の直近の遞送時			
香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊 坂出市川津町4388番地1	略		香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊 坂出市川津町4388番地1	略	
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。